

14. 行政委員会及び附属機関等

(1) 行政委員会等

| 委員会名等 | 法定数 (人) | 現員数 (人) | 任期(年) | 構成 | 根拠法令 |
|---------|------------|------------|---------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 教育委員会 | 5 | 5 | 4 | 委員長 1名 委員 3名 教育長 1名 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 庶務課 |
| 選挙管理委員会 | 4 | 4 | 4 | 委員長 1名 委員 3名 | 地方自治法第181条 選挙管理委員会事務局 |
| 監査委員 | 3 | 3 | 識見を有する者 4 議員 任期中 | 識見を有する者 2名 区議会議員 1名 | 地方自治法第195条 台東区監査委員条例第2条 監査事務局 |

(2) 附属機関（法律・条例に基づいて設置されたもの）

| 名称 | 定員 (人) | 現員数 (人) | 任期 (年) | 構成(現員) | 根拠法令 |
|-----------------------|-----------|------------|----------------|--|--|
| 民生委員推薦会 | 14以内 | 14 | 3 | 区議会議員2名、民生委員2名、社会福祉事業関係者2名、社会福祉団体代表2名、教育関係者2名、関係行政機関職員2名、学識経験者2名 | 民生委員法第8条 台東区民生委員推薦会規程 福祉課 |
| 青少年問題協議会 | 51以内 | 39 | 2 ただし、委員による | 区長(会長)、区議会議員2名、教育委員1名、教育長、知識経験者21名、関係行政機関職員8名、区職員5名 | 地方青少年問題協議会法第1条 台東区青少年問題協議会条例 青少年・スポーツ課 |
| 奨学資金貸付選考委員会 | 10以内 | 6 | 1 | 副区長(委員長)、区議会議員1名、教育委員1名、教育長、区職員2名 | 台東区奨学資金等に関する条例 青少年・スポーツ課 |
| 財産価格審議会 | 13以内 | 9 | 2 | 副区長(会長)、学識経験者6名、区職員2名 | 台東区財産価格審議会条例 経理課 |
| 国民健康保険運営協議会 | 30 | 29 | 2 | 被保険者代表9名、保険医又は保険薬剤師代表9名、公益代表9名、被用者保険等被保険者代表2名 | 国民健康保険法 台東区国民健康保険条例 国民健康保険課 |
| 防災会議 | 55以内 | 48 | 2 ただし、委員による | 区長(会長)、警視庁警察官、東京消防庁消防士、消防団長、指定地方公共機関、指定公共機関等の役員又は職員、その他 | 災害対策基本法 台東区防災会議条例 危機管理課 |
| 国民保護協議会 | 60以内 | 48 | 2 ただし、委員による | 区長(会長)、警視庁警察官、東京消防庁消防士、消防団長、指定地方公共機関、指定公共機関等の役員又は職員、その他 | 国民保護法 台東区国民保護協議会条例 危機管理課 |
| 特別職報酬等審議会 | 10以内 | 9 | 2 | 区の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者、その他 | 台東区特別職報酬等審議会条例 総務課 |
| 介護認定審査会 | 100以内 | 67 | 2 | 学識経験者(保健12名、医療35名、福祉20名) | 介護保険法14条 同法施行令6条 台東区介護保険条例2条 介護保険課 |
| 障害支援区分審査会 | 25以内 | 15 | 2 | 学識経験者(大学1名、医療6名、福祉8名) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 台東区障害支援区分審査会の定数を定める条例 障害福祉課 |
| 保健所運営協議会 | 30以内 | 21 | 2 | 区、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者、その他 | 地域保健法第11条 台東区保健所運営協議会条例 生活衛生課 |
| 興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会 | 20以内 | 18 | 2 | 学識経験者、関係業者 | 台東区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例 生活衛生課 |
| 大気汚染障害者認定審査会 | 10以内 | 6 | 2 | 医学の学識経験者6名(行政1名含む) | 台東区大気汚染障害者認定審査会条例 保健予防課 |

(次ページにつづく)

| 名 称 | 定 員 (人) | 現員数 (人) | 任 期 (年) | 構 成 (現員) | 根 拠 法 令 |
|-------------------------|------------|------------|------------|---|--|
| 公害健康被害認定審査会 | 15 以内 | 10 | 2 | 医学の学識経験者 8 名 (行政 1 名含む)、 法律学の学識経験者 2 名 | 公害健康被害の補償等に関する 法律第 45 条 台東区公害健康被害認定審査会 条例 保健予防課 |
| 公害健康被害診療報酬審査会 | 7 以内 | 6 | 2 | 医師 4 名、薬剤師 2 名 | 台東区公害健康被害診療報酬審 査会条例 保健予防課 |
| 感染症診査協議会 (結核部会) | 12 以内 | 9 | 2 | 法律に関し学識経験を有する者 2 名 感染症指定医療機関の医師 4 名 医療及び法律以外の学識経験を有する者 2 名 | 感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律 24 条 台東区感染症診査協議会条例 保健予防課 |
| 感染症診査協議会 (感染症部会) | | | | 感染症の患者の医療に関し学識経験を有 する者 2 名 | |
| 廃棄物減量等推進審議会 | 20 以内 | 12 | 2 | 学識経験者 4 名、区議会議員 2 名、 区民代表 3 名、事業者代表 3 名 | 台東区廃棄物の処理及び再利 用に関する条例 清掃リサイクル課 |
| 都市計画審議会 | 20 以内 | 18 | 2 | 学識経験者 5 名、関係行政機関職員 2 名、 区議会議員 5 名、区民 6 名 | 都市計画法第 77 条の 2 台東区都市計画審議会条例 都市計画課 |
| 景観審議会 | 10 以内 | 10 | 2 | 学識経験者 4 名、区民 4 名、区議会議 員 2 名 | 台東区景観条例 台東区景観審議会規則 都市計画課 |
| 建築審査会 | 6 | 6 | 2 | 学識経験者 6 名 (都市計画 2 名、建築 2 名、 法律 1 名、専門調査員 1 名) | 建築基準法 行政不服審査法 台東区建築審査会条例 住宅課 |
| 建築紛争調停委員会 | 5 | 5 | 2 | 弁護士 2 名、学識経験者 2 名、建築有識 者 1 名 | 台東区中高層建築物の建築に係 る紛争の予防と調整に関する条 例 住宅課 |
| 情報公開及び個人情報保護 制度運営審議会 | 10 以内 | 7 | 2 | 学識経験者 2 名、区議会議員 1 名、区民 代表 4 名 | 台東区情報公開及び個人情報保 護制度運営審議会条例 総務課 |
| 情報公開及び個人情報保護 審査会 | 5 以内 | 5 | 2 | 学識経験者 (大学教授 2 名、弁護士 3 名) | 台東区情報公開及び個人情報保 護審査会条例 総務課 |
| みどりの審議会 | 18 以内 | 13 | 2 | 学識経験者 4 名、区議会議員 1 名、区 民 4 名、区職員 4 名 | 台東区みどりの条例 台東区みどりの条例施行規則 環境課 |
| 社会教育委員 | 10 以内 | 10 | 2 | 社会教育関係者 (社会教育団体代表者 2 名)、学識経験者 5 名、学校教育関係者 (学 校長 3 名) | 社会教育法第 15 条 台東区社会教育委員の設置に関 する条例 生涯学習課 |
| 文化財保護審議会 | 10 以内 | 8 | 2 | 学識経験者 8 名 | 台東区文化財保護条例 生涯学習課 |

(3) その他の委員会、審議会（規則・規程に基づいて設置されたもの）

| 名称 | 定員 (人) | 任期 (年) | 構成 | 根拠規程等 |
|-------------|-----------|---------------------|--|-----------------------------------|
| 政策会議 | 9 | 在任 期間中 | 区長、副区長、教育長、企画財政部長、総務部長、事案に関係のある部長(参事)、企画課長、財政課長、総務課長 | 台東区政策会議の設置及び運営に関する規則 企画課 |
| 事務改善委員会 | 19 | 在任 期間中 | 企画財政部長(会長)、企画課長、財政課長、情報システム課長、区長・広報室長、総務課長、人事課長、経理課長、危機管理課長、区民課長、にぎわい計画課長、福祉課長、健康課長、環境課長、都市計画課長、会計課長、(教)庶務課長、職員団体から推薦された者2名 | 台東区事務改善委員会規則 企画課 |
| 情報セキュリティ委員会 | 17 | 在任 期間中 | 副区長(委員長)、企画財政部長(副委員長)、総務部長、危機管理室長、区民部長、文化産業観光部長、福祉部長、健康部長、環境清掃部長、都市づくり部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、区議会事務局長、企画課長、情報システム課長、総務課長、危機管理課長 | 台東区情報セキュリティ委員会規程 情報システム課 |
| 表章審査会 | 12 | 1 | 副区長、区議会議員2名、区職員4名、学識経験者5名 | 台東区表章規則 総務課 |
| 区民栄誉章選考会 | 9 | 在任 期間中 | 副区長、区議会議員2名、区職員4名、学識経験者2名 | 台東区区民栄誉章顕彰規則 総務課 |
| 防火管理対策委員会 | 13 | 在任 期間中 | 総務部長、企画課長、情報システム課長、総務課長、危機管理課長、区民課長、戸籍住民サービス課長、にぎわい計画課長、保健課長、都市計画課長、(教)庶務課長、議会事務局次長、総務課総務係長 | 台東区防火管理規則 総務課 |
| 職員表章審査会 | 6 | 在任 期間中 | 副区長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務課長、人事課長 | 台東区職員表章規程 人事課 |
| 職員懲戒分限審査委員会 | 5 | 在任 期間中 | 副区長、教育長、総務部長、人事課長、人事係長 | 台東区職員懲戒分限審査委員会規程 人事課 |
| 広報編集委員会 | 15 | 在任 期間中 | 総務部長(会長)、企画課長、区長・広報室長、総務課長、区民課長、にぎわい計画課長、福祉課長、健康課長、環境課長、都市計画課長、会計課長、(教)庶務課長、議会事務局次長、芸術文化財団経営課長、社会福祉事業団総務課長 | 台東区広報事務規程 区長・広報室 |
| 土地委員会 | 12 | 在任 期間中 | 総務部長(会長)、企画課長、財政課長、総務課長、経理課長、区民課長、にぎわい計画課長、福祉課長、健康課長、環境課長、都市計画課長、(教)庶務課長 | 台東区土地委員会規則 経理課 |
| 消防団運営委員会 | 19 以内 | 2(但し、各消防署長、消防団長は除く) | 区長(委員長)、区議会議員2名、学識経験者5名、上野・浅草・日本堤の各消防署長、上野・浅草・日本堤の各消防団長 | 東京都「特別区の消防団」の設置等に関する条例 危機管理課 |
| 生活安全推進協議会 | 60 以内 | 2 | 区長(会長)、区議会議員、警察署職員、消防署職員、郵便局職員、防犯関係団体代表者、教育関係団体代表者、商業関係団体代表者、観光関係団体代表者、区職員 | 台東区生活安全条例施行規則 生活安全推進課 |
| 生活安全対策委員会 | 30 以内 | 2 | 警察署職員、防犯協会代表者、学校PTA連合会代表者、区職員 | 台東区生活安全条例施行規則 生活安全推進課 |
| ケアハウス審査委員会 | 5 | 在任 期間中 | 福祉部長(会長)、台東保健所長、福祉課長、高齢福祉課長、ケアハウス施設長 | 台東区立ケアハウス条例施行規則 高齢福祉課 |
| 公害対策連絡協議会 | 28 | 在任 期間中 | 環境部部長(会長)、下水道局・警察署・消防署の各代表12名、企画課長、総務課長、区長・広報室長、区民課長、にぎわい計画課長、福祉課長、健康課長、生活衛生課長、保健サービス課長、都市計画課長、建築課長、(教)庶務課長、環境課長、清掃リサイクル課長、台東清掃事務所長 | 台東区公害対策連絡協議会規程 環境課 |
| 再開発協議会 | 28 | 2(但し、区議会議員、区職員は除く) | 学識経験者5名以内、区議会議員4名以内、町会連合会代表者1名、観光連盟(商工観光協会を含む)代表者2名以内、商店街連合会代表者1名、工場協会代表者1名、区内中小企業代表者2名以内、市街地再開発組合(準組合を含む)及び再開発計画推進地区研究会代表者若干名、地域女性代表者若干名、区職員11名以内 | 台東区再開発協議会規程 都市計画課 |
| 高齢者住宅運営審議会 | 7 | 2 | 民生委員推薦2名、社会福祉協議会推薦1名、友愛訪問員推薦2名、区職員2名(都市づくり部長、住宅課長) | 台東区高齢者住宅条例施行規則 住宅課 |
| 優秀教員奨励選考委員会 | 4 | 在任 期間中 | 教育委員会事務局次長、庶務課長、学務課長、指導課長 | 台東区教育委員会優秀教員奨励規程 指導課 |
| 青少年委員 | 50 以内 | 2 | 小学校PTA推薦19名、中学校PTA推薦7名、青少年育成地区委員会推薦11名 | 東京都台東区青少年委員の設置に関する規則 青少年・スポーツ課 |
| スポーツ推進委員 | 32 | 2 | 一般公募 | 東京都台東区スポーツ推進委員に関する規則 青少年・スポーツ課 |

